



改訂前のプラン

- 【目標】「男女が互いに尊重し合い、共に参画する社会」
- 【計画期間】H23～32年度（指標は27年度までの5年間）
- 【施策の基本的方向】
 - I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成
 - II 家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり
 - III 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援

改訂前のプランに基づく取組の主な成果と課題

- 【成果】…男女共同参画推進のための継続的な取組が行われる。
 - ① 地域において男女共同参画を推進する男性サポーターや子育てサポーターの養成が進む。(男性サポーター認定者 H27年度末 100人、子育てサポーター認定者 H26年度末 495人)
 - ② 家族経営協定締結など、農林水産分野における女性の参画が進む。(協定締結 H21 1,313件→H26 1,777件)
 - ③ 市町村による配偶者暴力防止対策推進計画の策定が増加(計画策定 H21:1市→H27:22市町村)
- 【課題】…男女双方への普及啓発や地域等での実践に関して粘り強い取組が必要
 - ① 男女の不平等感、固定的性別役割分担意識が根強く残っている。(社会慣習の中での不平等感の割合 H21:72.8%→H27:73.1% (県民意識調査))
 - ② 政策・方針決定過程への女性の参画が目標に達しない(男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の全審議会等における割合 H21 53.0%→H26 60.3%)
 - ③ DVについての意識啓発や被害者支援制度の周知が不十分(自治体の相談支援センター、警察で相談や被害者保護を行っていることを知っている人の割合 H21:43.5%→H27:41.6%)

社会情勢の変化等による新たな課題と対応

- 1 東日本大震災津波の発災(平成23年3月)
復旧・復興に向け女性が活躍する一方、女性であることにより困難な立場に置かれる場合も指摘され、防災・復興における男女共同参画の重要性が浮き彫りになった。
《対応》男女共同参画の視点からの防災・復興に関する研修等を実施し、被災地の現状と課題、男女共同参画の視点を持った防災・復興の取組を学ぶ機会を提供した。
- 2 女性の活躍推進(平成25年度～)
「女性の活躍」が「国の成長戦略の中核をなす」とされ、平成27年9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が施行され、都道府県推進計画の策定が努力義務とされた。
《対応》平成26年5月に官民連携組織である「いわて女性の活躍促進連携会議」を設置し、新たに産業団体や経済団体と連携しながら「女性の活躍に関する講演会」、「ロールモデル提供事業」などを実施した。
- 3 DV防止法・ストーカー規制法の一部改正(H26.1施行)。
《対応》本県独自の「緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業」により、安全確保のための宿泊場所を提供する対象者に、交際相手からの身体的暴力被害者及びストーカー行為等の被害者を加えた。

《基本目標》「男女が互いに尊重し合い、共に参画する社会」

男女が互いの人権を尊重し、家庭・地域・職場など様々な分野において対等なパートナーシップを発揮できる社会を目指します。
《改訂後の計画期間》平成28年度から32年度までの5年間

【I 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進】

復興・防災に関する政策・方針決定過程に男女がバランスよく参画するとともに、復興や防災・災害の現場における女性の参画拡大を図ります。また、災害から受ける影響の男女の違い等に配慮した防災対策に取り組み、地域防災力の向上を図ります。
1 東日本大震災津波からの復興における男女共同参画の推進：復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、若者や女性をはじめとした多様な主体の参画による復興の推進、男女別統計の活用に取り組み。
2 防災における男女共同参画の推進：防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、災害から受ける影響の男女の違い等に配慮した防災対策の実施、防災・災害現場における女性の参画の拡大に取り組み。
※主要指標：①～②

【II 女性の活躍支援】 ※女性活躍推進法に基づく県推進計画の中核部分

様々な状況に置かれた女性が自らの希望を実現して個性と能力を発揮でき、男性も女性もすべての人にとって働きやすく暮らしやすい社会づくりを推進します。
1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大：県の審議会等における女性委員の登用促進や、市町村、企業等に対する女性登用の働きかけ、女性のキャリア形成支援などを行う。
2 女性の職業生活における活躍の推進：女性の職業能力開発や就業支援などを行うとともに、関係団体と緊密に連携し、情報共有や意見交換を行う。また、女性の活躍推進に取り組む企業を支援する。
3 ワーク・ライフ・バランスの推進のための環境づくり：仕事と子育て・介護の両立を図る労働環境の整備や多様な子育て支援サービスの充実を図る。
4 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備：労働関係法令の周知徹底を図るほか、労働相談の実施や就業支援などを行う。
5 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進：家族経営協定締結促進、農山漁村を担う若い世代の女性の交流活動支援などを行う。
※主要指標：③～⑭

【III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備】

県民への教育・意識啓発や地域における制度・慣行の見直しを行うとともに、男女共同参画を推進する人材の育成を図るほか、性的指向や性同一性障害を理由とした困難な状況に対する理解を深め、ひとり親家庭、高齢者、障がい者など生活に困難を抱える人も安心して暮らせる社会づくりに取り組みます。
1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実：地域において男女共同参画を推進する人材の養成と活動支援などを行う。特に男性の人材養成を推進する。
2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し：市町村と連携して地域における制度・慣行の見直しを推進するほか、表彰の実施等による男女共同参画推進に向けた気運の醸成などを行う。
3 家庭における男女共同参画の推進：家事・育児・介護への男性の参画促進や、ひとり親家庭、高齢者、障がい者等生活に困難を抱える方々への支援を行う。
4 地域における男女共同参画の推進：地域の課題解決に向けた活動が男女共同参画の視点で行われるよう、多様な団体への普及啓発、男女共同参画センターにおける地域課題の把握、情報提供、学習機会提供、ネットワーク構築などを行う。
※主要指標：⑮～⑲

【IV 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援】

男女の人権が尊重される社会に向けて、女性に対する暴力の根絶と、女性の健康支援に取り組みます。
1 女性に対するあらゆる暴力の根絶：女性に対するあらゆる暴力を防ぐ環境づくり、暴力への厳正な対処、被害女性に対する救済策の充実を図る。特にDVに関しては、若年層への予防教育や相談員の資質向上、市町村の取組への支援を行う。
2 メディアにおける人権の尊重：人権尊重に向けた県民意識の醸成や関係業界への働きかけなどを行う。
3 生涯にわたる女性の健康支援：性と生殖に関する健康と権利の推進や妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実などに取り組み。
※主要指標：⑳～㉔

【計画の推進に当たっての役割と連携】

県民：一人ひとりがそれぞれの地域で実践
男女共同参画サポーター：市町村と連携・協働した活動
産業・経済・農林水産関係団体、企業等：農林水産分野や企業での取組

NPO等：様々な分野において男女共同参画の視点で活動
市町村：地域の実状を踏まえた施策の展開、情報発信
県：男女共同参画センターを拠点に情報発信、学習事業等を展開

【主要指標】

- (基準値→H32年度目標値)
- ※基準値は表示がない場合はH26
- ①男女共同参画視点からの復興に関する研修受講者数(累計)(0人→250人)
- ②女性委員が参画する市町村防災会議の割合(69.7%→100%)
- ③男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の割合(60.3%→80.0%)
- ④県職員管理監督者に占める女性の割合(14.1%→22.0%)
- ⑤教職員の管理職に占める女性の割合(17.7%→22.5%)
- ⑥ロールモデル提供事業参加者数(累計)(20人→290人)
- ⑦女性を対象とした職業訓練の受講者数(124人→130人)
- ⑧女性活躍のための経営者研修出席者数(累計)(50人→350人)
- ⑨いわて子育てにやさしい企業の延べ認証数(累計)(23社→41社)
- ⑩男性のためのワーク・ライフ・バランスセミナー出席者数(累計)(0人→300人)
- ⑪職場において男女が平等と感じている人の割合(H27 23.9%→30.0%)
- ⑫家族経営協定締結農家数(1,777戸→2,040戸)
- ⑬農業農村指導士に占める女性の割合(17.6%→30.0%)
- ⑭女性の漁業士数(10人→16人)
- ⑮男女共同参画社会基本法の名称又は内容を知っている人の割合(59.9%→90.0%)
- ⑯男性の男女共同参画サポーター認定者数(H27 100人→155人)(男性のサポーターがいる市町村の割合(H27 66.7%→100%))
- ⑰生涯学習情報提供システム利用件数(23,710件→30,820件)
- ⑱社会慣習の中での不平等感の割合(73.1%→60%以下)
- ⑲共働き世帯における女性の家事時間に対する男性の家事時間の割合(34.4%→40%)
- ⑳DV防止法の名称又は内容を知っている人の割合(H27 76.5%→90.0%)
- ㉑自治体の相談支援センター、警察で相談や被害者保護を行っていることを知っている人の割合(H27 41.6%→80.0%)
- ㉒DV相談員研修参加者数(61人→50人)
- ㉓メディア対応能力養成講座参加者数(累計)(689人→1,410人)
- ㉔子宮(頸)がん検診及び乳がん検診受診率(子宮(頸)がん:25.6、乳がん:26.0→50.0)